

半田市地域活動支援センター（フリースペース）運営業務委託事業者審査基準

1. 委託事業者の選定は、プロポーザル方式で実施する。

評価項目及び算定点

・法人の適格性	8点	満点
・運営に対する考え方、取り組み方針	12点	満点
・危機管理、業務管理体制等	12点	満点
・業務履行	40点	満点
・業務実施体制	16点	満点
・従事者教育等	8点	満点

各審査委員 96点 満点

合計 384点満点

2. 業務委託見積額の評価について

見積額の評価点については、以下の式より計算し、提案価格に対する点数を与える。

評価点 = 16点 × (最低見積価格 / 当該提案者の提案価格) ※小数点以下切捨て

3. 合計評価点及び合格

各委員 96点満点で4名の委員による評価点を384点満点とし、見積額評価点16点満点との合算で400点満点とする。

合格基準点を全体の70%である280点とする。

4. 評価の方法は次のとおりとする。

(ア) プロポーザル審査委員会の各委員は、上記の評価項目について、提出された提案書等及び質疑応答を基に、採点表により採点をする。

(イ) 全委員の採点の合計点数と見積額評価点を合算した点数を、その提案者の評価点とする。

- (ウ) 評価点が最も高い提案者を優先事業者として市長に報告する。ただし、委員の半数以上により著しく低い評価がされた項目がある場合には、すべての評価を踏まえ総合的に判断するものとする。
- (エ) 同点者が出た場合には、委員の投票により決定するものとする。
- (オ) 市長はプロポーザル審査委員会の報告を参考に優先事業者を最終決定する。